

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

諫早市は、県内唯一の一級河川本明川を有し、比較的平坦な地形である。本明川は長さが短く、勾配が急であり、上流で降った雨が一気に下流まで流れこむ。本明川は市街中心部を流れているため、河川流域は洪水が発生しやすい地形である。

諫早商工会議所が立地する市街地地域も、本明川流域に該当し、想定最大規模の雨量(24時間の総雨量1,047mm)の場合、本明川河川流域を中心に0.5~3.0mの浸水が予想されており、特に半造川と合流地域は3~5mの浸水と予想されている。しかし、工業地区である西部地区においては浸水はほぼ予想されていない。

(土砂災害:ハザードマップ)

諫早市のハザードマップによると当所管轄地域(旧諫早市内)には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を合わせて63地区が指定されている。山間部が含まれる本野・長田・有喜地区の一带は、特に地滑り等の土砂災害が生じる恐れが高いエリアとなっている。

(地震:J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で13.1%以上の確率で発生すると予測されている。

(感染症)

新型コロナウイルス(COVID-19)は、世界的な大流行となり、日本においても全国的かつ急速な蔓延により多くの市民の健康被害や経済活動に大きな影響が出ている状況である。早期のワクチン開発・接種が求められている。

今後も、新たな感染症は、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能で、社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

(その他)

諫早市は、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾と三方を海に囲まれ、美しい多良山系を望み四季折々の豊かな自然に恵まれている。市の中心部を流れる本明川は、市街地を通過して有明海に注ぎ、下流の諫早平野は県下最大の穀倉地帯である。

過去には、昭和32年7月25日に諫早大水害に見舞われ、大雨・洪水・土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼし、死者・行方不明者630名の方が犠牲になっている。

気候は、一年を通して温暖で冬の積雪も少なく、年間平均気温16.4℃、年間降水量2,329mmである。豊かな自然と交通アクセスなどバランスの取れた都市環境にあり、災害も比較的少ない地域である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 4,057人(H26年経済センサス)
- ・小規模事業者数 2,775人(H26年経済センサス)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	製造業	200	137	地区内西部に多い
	建設業	336	230	地区内に広く分散している
	卸・小売業	1,106	757	地区内中心部に多い
	金融・不動産	299	204	地区内中心部に多い
	宿泊・生活関連	989	676	地区内中心部に多い
	医療・福祉	397	272	地区内に広く分散している
	その他サービス	730	499	地区内に広く分散している
	合計	4,057	2,775	

※上記の各数値は、平成26年経済センサスのデータをもとに諫早商工会議所で算出したものである。

(3) これまでの取組

1) 諫早市の取組

- ・諫早市地域防災計画(令和2年3月改訂)
- ・諫早市国土強靱化地域計画(令和2年5月策定)
- ・防災訓練の実施(毎年5月第2日曜日)
- ・防災備品の備蓄(飲料水、乾パン等)

2) 諫早商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催(令和2年11月17日)
- ・事業者BCP策定の個別支援(随時)
- ・会員のための商工会議所保険制度(損害保険)への加入促進

II 課題

現状では、防災・減災に関する取組について、実施ができていない。

また、緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会の職員が不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナーを年1回以上開催する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、諫早商工会議所と諫早市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

諫早商工会議所と諫早市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・諫早商工会議所では、現在事業継続計画を作成中。

3) 関係団体等との連携

- ・連携している損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況について、巡回および窓口経営指導時に確認を行う。
- ・必要に応じて諫早商工会議所と諫早市との間で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7以上の地震)が発生したと仮定し、諫早市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。(SNS等を利用した安否確認や業務従事の安否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を諫早商工会議所、諫早市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・諫早商工会議所、諫早市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

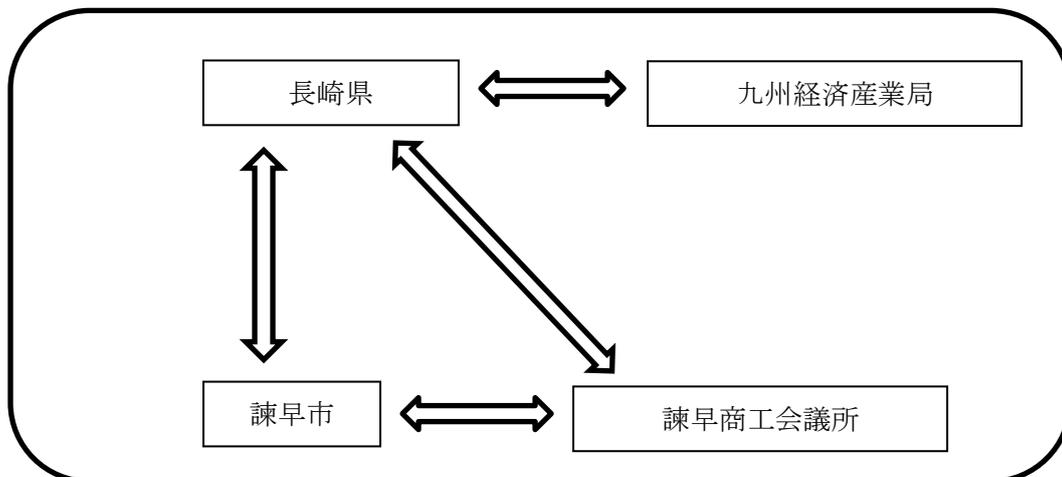
本計画により、諫早商工会議所、諫早市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
1ヶ月以降	2日に1回連絡する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、諫早市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・諫早商工会議所、諫早市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・諫早商工会議所、諫早市が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業 関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日産政第79号)により、諫早市から長崎県へ報告する。

<連絡体制図>



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、諫早市と相談する。(諫早商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・発災後2週間を目処に安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

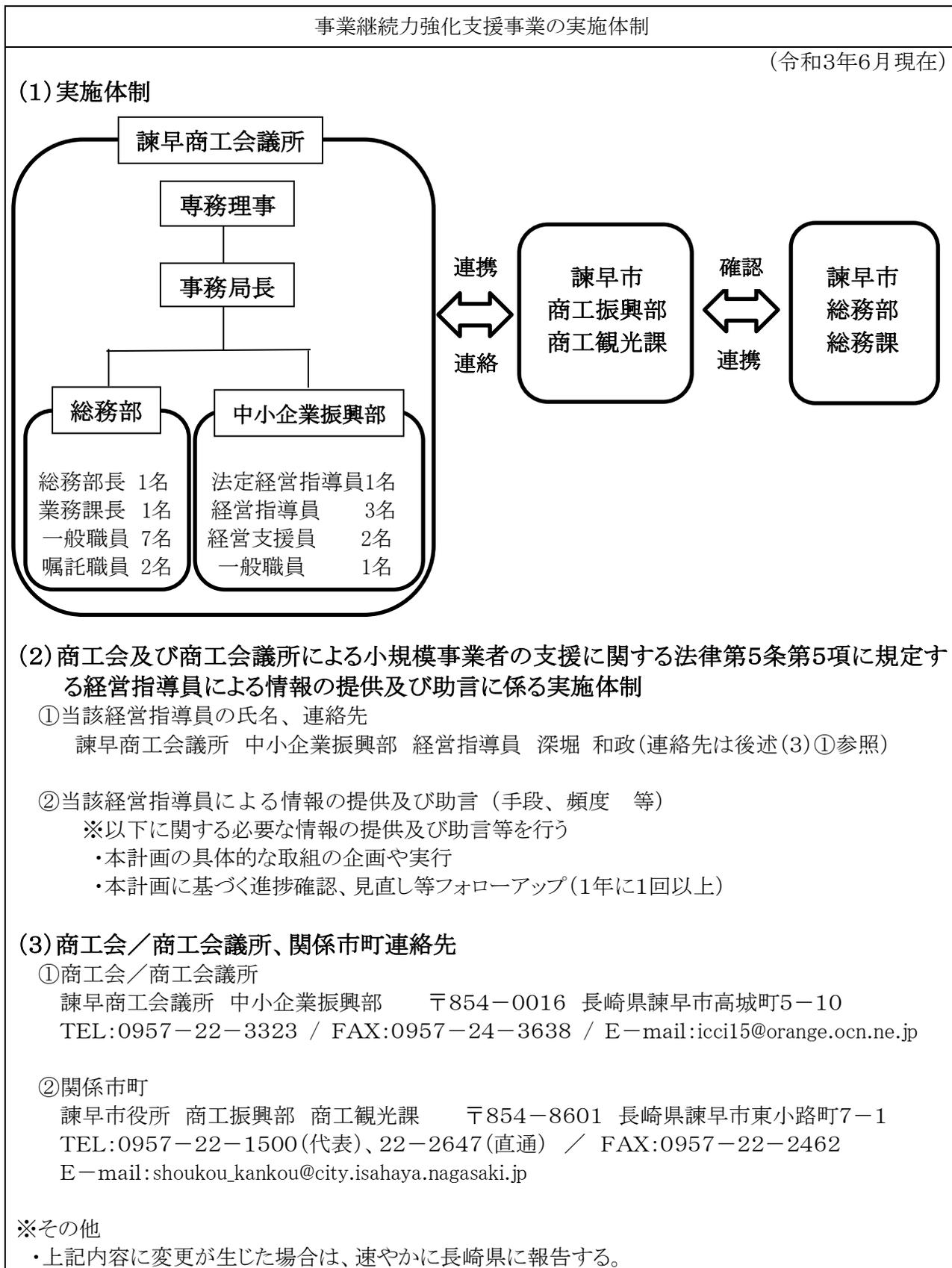
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額					
・専門家派遣費	60	80	100	120	140
・セミナー開催費	200	200	200	200	200

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会議所自主財源、諫早市補助金、長崎県補助金、参加者負担金

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等